公印省略

4 ス振第 2 7 3 2 号 令和 5 年 2 月 1 5 日

各 位

福岡県人づくり・県民生活部長 (スポーツ局スポーツ振興課)

マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用について、行政が一律に ルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委 ねることを基本とするよう取扱いが見直されることとなりました。

この取扱いの見直しは、周知期間や事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用されます。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要の考え方は変わらず、現行どおりの対応となりますことを申し添えます。

つきましては、取扱いの円滑な移行についてご協力をお願いします。

## 添付資料:

- 令和5年2月10日付事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
- マスクリーフレット(厚生労働省)

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

直通:092-643-3342

人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課

担当:碇子・藤岡 直通:092-643-3515